

令和 6 年度経済産業省調達改善計画の年度末自己評価（概要）

（対象期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

令和 7 年 7 月

経済産業省

1. 競争性の確保

（1）一者応札の改善

- 平成 24 年 9 月、「一般競争入札における一者応札問題の改善策（以下、「改善策」）」を策定・実施。
- 入札前の自己チェックや総務課長等による事後チェック等の継続により、令和 5 年度に一者応札であった事業であって令和 6 年度にも実施した 218 事業のうち 83 事業が複数者応札となった（そのうち、令和 5 年度に高落札率であった 80 事業のうち、23 事業が複数者応札となった）。引き続き、企画競争における一者応募もチェックプロセスの対象とし、競争性を確保した調達とするよう努めた。
- 上記のような改善が見られ、令和 6 年度の一者応札割合は 27.3%と目標を達成しているが、引き続き改善に努める必要がある。

<目標：平成 23 年度（41.8%）比 10%削減 等>

年度	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy
一者応札比率	41.8%	40.4%	39.2%	36.4%	36.2%	31.0%	25.5%
年度	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy	R6fy
一者応札比率	28.6%	36.1%	27.4%	31.2%	32.4%	30.8%	27.3%

【今後の取組】

- 「改善策」も含めた以下の取組を引き続き実施する。
 - （1）入札前、開札後の一者応札回避のためのチェックプロセスの徹底。
 - （2）類似案件の調達を実施する際の参考となるよう、仕様書の内容や落札者情報の省内共有。
 - （3）公認会計士、弁護士等の有識者から構成される「調達等の在り方に関する検討会」の提言を踏まえた調達情報の公開や事業者への情報提供を実施。

（2）適切な随意契約の締結

- 形式的な競争入札により一者応札になってしまう事例を防ぐため、入札可能性調査を積極的に

導入し、令和 6 年度は 67 事業で実施した。

- 随意契約による調達価格の適正化に向け、平成 27 年度から、競争性のない随意契約及び入札可能性調査を経て締結された随意契約について「調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成」等を実施。

＜入札可能性調査による契約件数の推移＞

年度	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy
件数	42	47	60	64	65	57	71
年度	R3fy	R4fy	R5fy	R6fy			
件数	85	69	73	67			

【今後の取組】

- 同一者による一者応札が長期間続いている事業について、事業の分割や入札可能性調査の実施を検討する。
- 随意契約による調達価格の算定に際してその適正を確保するため、「価格の妥当性評価チェックリスト」を活用する。

2. 庁費類の調達

（1）共同調達 ＜目標：品目拡大等＞

- 事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省・財務省・農水省と事務用消耗品等の 10 品目において共同調達を実施し、スケールメリットによる効果を確認。
- 事務用消耗品の単価平均は令和 6 年度に 222 円と、共同調達前の平成 20 年度から約 27.7%減少（定価変動を考慮した上で比較）。

【今後の取組】

- 引き続き、本省・外局において使用する備品等の共同調達を実施するとともに、ペーパーレス化を進めながら、事務の省力化やコスト削減を図る。

（2）インターネット調達 ＜実施部局の拡大＞

- 平成 25 年 2 月から、簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とする「インターネット取引（クレジットカード活用）」による調達を本省において開始。平成 29 年度から取組を外局及び地方局に拡大。

- 令和 6 年度はインターネット調達を 237 件実施。品目によってはポイントにより購入することにより、さらに調達コストを低減することができた。

ネット調達の実績推移

年度	H25fy	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy	R4fy
件数	5	13	33	40	100	133	310	328	188	284
年度	R5fy	R6fy								
件数	271	237								

【今後の取組】

- クレジットカードのポイントを活用した購入を拡大するなど、引き続き、インターネット調達を通じたコスト低減を図る。

（３）オープンカウンター方式 <目標：競争性、公平性の確保>

- 物品調達等に係る見積合わせにおいて、競争性・公平性の確保を図る観点から、オープンカウンター方式を実施。
- 令和 6 年度はオープンカウンター方式による調達を経産省全体で 426 件実施。なお、本省においては平均の仕様書受領者数が 1 案件当たり 15 者（令和 5 年度：15 者）、平均の見積書提出者数が 1 案件当たり 3 者（令和 5 年度：5 者）と、予算決算及び会計令において見積書の最少徴取者数とされている 2 者を上回った。

【今後の取組】

- 引き続き、競争性・公平性の確保を図る観点から、オープンカウンター方式での調達実施を進める。

3. 情報システム関係経費 <目標：競争性及びサービスの質確保 等>

- 一定規模^(※)以上の情報システムの調達において、省内外の専門家や民間の調達支援業者、外部委員を含む技術審査委員会の活用を行い、民間ノウハウ・知見を反映。

（※）政府調達に関するルールに基づき 80 万 SDR。

- ソフトウェアの改修を事業者に依頼する際、事業者から改修に係る規模の見積もりを提出させ、これまでの調達から蓄積した情報等を参考にしつつ、改修規模に応じた金額となっているか確認。令和 6 年度は一定規模以上の情報システム調達 36 件について省内外専門家の助言を活用。その他、省外の専門家の助言や蓄積された調達情報を参考とすること等により、競争性の高い要求

仕様とするよう努めた。

- 特に高度な技術力が求められる案件について、技術力を適切に評価した調達が行えるよう、総合評価落札方式における「価格点：技術点」の比率を「1：3」とした調達を10件実施。

【今後の取組】

- 省内外の専門家や他省庁のシステム担当者等との情報交換を積極的に行い、情報システム関係経費に係る情報を蓄積・共有することにより、引き続き、適切かつ競争性のある調達を行うための取組を進める。

4. その他の取組

- 調達事業の執行の透明性、公正性の向上等に向け、「調達等の在り方に関する検討会」においてとりまとめられた報告書（令和3年1月）を踏まえて策定したルールの内容に沿った調達プロセスを実施している。
- 確定検査や予算・会計制度について、その適切な執行の中心的担い手となる会計業務担当職員、予算執行職員、新任管理職、各局筆頭補佐等に対する研修を実施した。
- 予算執行上の注意事項や有用な情報を事務連絡等やチャットツール等により適時配信。

※電子入札率＝電子契約案件の定義は下記のとおりとする（「オンライン利用率引上げの基本計画」（令和3年12月16日 デジタル庁）等）。

電子入札率＝電子入札案件数／電子入札案件数

電子入札案件数：入札案件のうち、電子入札が可能な案件数（紙と電子の混合も含む）

電子入札案件数：開札された入札案件のうち、電子入札を行った民営利用者が「入札」に存在する案件数

電子契約率＝電子入札案件数／電子入札案件数

電子入札案件数：契約確定案件のうち、「入札書」または「請書」で電子で実施した案件数

電子入札にしない電子入札案件数：電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数（電子契約案件数の内数）

A+ : 効果的な取組
A : 発展的な取組
B : 標準的な取組

A: (定量的な目標) 目標進捗率90%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組

B: (定量的な目標) 目標進捗率50%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(県庁省庁、道府県庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組

C: (定量的な目標) 目標進捗率50%未満
(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和6年度年度末自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日)	
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
随意契約(少額・不落・不調随意契約を除く)を行うおとする場合は、大臣官房会計課による事前の承認審査を行うとともに、競争性のない随意契約を行ってきた事業についても、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行う。	継続	随意契約件数(少額、不落・不調案件除く)768件	本省・地方支分部局・資源エネルギー庁、中小企業庁、特許庁(以下これらすべてを「全局部」という。)が令和6年度に締結したすべての随意契約(少額、不落・不調案件除く。)について、大臣官房会計課が、競争性のある契約方式への移行が可能か、随意契約によることとする理由に妥当性があるかといった観点から、承認審査を実施。 すべての随意契約について、事前に会計課が厳格に審査することによって、適正な随意契約の締結、競争性のある契約形態への移行が促進されている。
一般競争、随意契約、補助金事業について、当省の契約事務等にかかる外部有識者委員会である契約等評価監視委員会や会計内部監査において事後検証を行う。	継続	—	外部有識者による事後検証等を実施することによって、入札及び契約手続における客観性の向上及び透明性の確保が図られるとともに、内部監査によって 合规性の確保等が図られる。
年間発注予定表を本省ホームページ等に掲載する。本省では平成28年度から公表頻度の増加(年3回程度)を行っており、令和6年度も継続して実施する。	継続	今年度は、令和6年2月、8月、12月にその時点の情報にアップデートして掲載した。	令和6年度の年間発注予定表を本省HP掲載。これにより、事業者が前もって事業の準備が出来るため、競争に参加しやすくなる他、 事業の冒の向上も期待できる。
過去の受託企業の評価等をデータベース化することにより、入札情報について組織内で共有する。	継続	—	省内イントラネットに情報を掲載。これにより、入札参加者の拡大へ寄与する他、事業を実施するにふさわしい候補となる事業者を複数選定することに寄与。
より多くの事業者が競争に参加できるよう、できる限り公告時期の前倒しを図るとともに、第4四半期の事業開始を原則として禁止し、適切な事業期間の確保を徹底する取組を継続する。	継続	—	余裕をもった公告期間を取るよう研修等で周知するとともに、第4四半期の事業執行の原則禁止し、11月以降に執行する事業については大臣官房会計課で審査している。この結果、事業執行課に余裕をもった事業の執行を行う意識が生じている。
インターネット取引について、積極的な取り組みを継続する。	継続	・令和6年度にインターネット取引(クレジットカード決済)を、本省は1件、外局は28件、地方支分部局は208件、合計237件実施。	・インターネット取引の活用により、現行の調達に比べ、広く簡便な価格情報の収集や、より安価なものを選定できる可能性がある。
本省(外局含む。)において、令和6年度も引き続き共同調達を実施する。併せて、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。	継続	—	・本省における他府省間との共同調達については、事務用消耗品(※)、紙類(コピー用紙除く)、OA機器用消耗品、清掃用消耗品、蛍光灯、公用車向けガソリン、トイレトペーパー、災害備蓄用品(※)、クリーニング、宅配便について、外務省、財務省(一部除く)、農林水産省と共同調達を引き続き実施。 (※)経済産業省が幹事省庁
		①事務用消耗品【当省、外務省、財務省、農水省】	契約単価(平均) 222円 ▲27.7% 【共同調達実施前の20fyと定価変動を考慮した上で比較】
		②災害用備蓄用品【当省、外務省、財務省、農水省】	アルファ化米 契約単価 ▲20% 等 【共同調達実施前の22fyと定価変動を考慮した上で比較】
地方支分部局においては、これまでも共同調達に取り組んできている。引き続き、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。	継続	・令和6年度も引き続き、すべての地方支分部局において、共同調達を実施。 【地方局における共同調達品目の総数(延べ)】 令和6年度:47品目 【地方局における共同調達相手方官署の総数(延べ)】 令和6年度:145官署	—
	継続	令和6年度も引き続き、省内の複数組織で使用する物品等(コピー用紙、会議用ペットボトル等)について共同調達を実施。	
本省、外局にて共通して使用等する物品等について、令和6年度も引き続き一括調達を実施するとともに、実施品目・組織等の拡大を目指す。 (現行の実施品目:コピー用紙、ガソリン、宅配業務、会議用茶果、情報提供サービス、タクシー等)		①コピー用紙【本省・外局】	A4: +663円/箱 等 【共同調達実施前の19fyとの比較】
		②会議用ペットボトル【本省・外局(特許庁除く)】	ミネラルウォーター: +17円/本 等 【共同調達実施前の20fyと比較】
		③一部署籍【本省・外局】	政官要覧の削減額: ▲552円/冊 等 【定価との比較】
少額の随意契約を行う案件について、電子調達システム(GEPS)において、仕様等を提示し、自由に見積書を受け付ける調達(オープンカウンター方式)を継続し、競争性、公平性の確保を図る。	継続	・印刷、物品等について、オープンカウンター方式による調達を令和6年度426件(本省56件、外局120件、地方支分部局等250件)実施。	・実施機関は、本省、エネ庁、中小企業庁、特許庁、地方経済産業局であり、一部の支分部局を除いて実施している。なお、本省においては、平均の仕様書受領者数は約15者/件(令和5年度:15者/件)、平均の見積書提出者数は約3者/件(令和5年度:5者/件)となっており、予定決上で最低限求められている見積書の徴取者数(2者以上)を上回って、競争性、公平性の確保が図られている。
経済産業省における委託契約には、大きく分けて、契約締結時に契約金額を確定するもの(以下「確定契約」という。)と、契約締結時には契約金額の確定が困難なことから契約金額を概算額(上限額)として、委託業務の完了後に実績に基づき契約金額を確定するもの(「精算条項付確定契約」と定義されることが多いが、以下、便宜上「概算契約」という。)の2つの契約形態がある。 契約方法の確定契約と概算契約の適切な使い分けを目的として、確定契約の仕様書を予算執行データベースに保存して各担当課が契約締結にあたってそれを参照することで、本来確定契約で締結するべき契約を確定契約として締結する取組を継続。	継続	令和6年度の確定契約件数は24(本省分)件。	今後過年度の契約を含め仕様書をデータベースに保存する予定。
会計業務・予算執行担当職員のスキルアップのために、契約手続、予算執行効率化や調達改善等の取組に関する情報の周知や会計検査院からの指摘事項等の徹底等を実施し、人材の育成に努める。 会計関係研修(補助金・委託費・確定検査等)を引き続き実施する。	継続	—	・省内イントラネットに各種規定・マニュアル等を遅滞なくアップした。 ・予算執行に関わる職員のレベルアップのため、7月に委託費・補助金執行研修を省内予算執行職員向けに実施した。また、確定検査研修については、確定検査の増える時期を前に今後、調整し実施することで、 職員の理解度も深めていく予定。
これまで実施してきた省内会議及び当省で実施する審議会のペーパーレス化や資料の電子配付、タブレット端末の活用等を継続的に進める。	継続	・令和6年度のコピー使用枚数は▲90.5%(平成23年度比)となっている。	・当省で実施している審議会については、原則ペーパーレスで実施。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【梶川 融・経済産業省契約等評価監視委員会 委員長】 意見聴取日【令和7年6月26日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○大規模事業の調達に関する取り組みについてルールの見直し等行っているところ、本取組についてご意見をお聞かせ願います。	○「調達等の在り方に関する検討会」で策定されたルールに従い、公平性・透明性の確保に努め、適切な調達が行われている。今後も継続してほしい。	○大規模事業の調達については、取組を継続していくとともに、必要に応じて見直しを図り、公平性・透明性の確保に努めてまいりたい。
○その他当省の調達改善計画に掲げられた各種取組が十分かつ適切に講じられているか、自己評価は適切に行われているか等について、ご意見をお聞かせ願います。	○調達改善計画に掲げられた各種の取り組みが十分に講じられ、自己評価も適切に行われていると考える。	